

## 第 72 回広島県公共工事入札監視委員会議事録（概要）

開 催 日	令和 3 年 3 月 25 日（木）10 時 00 分から 12 時 00 分まで
場 所	広島県庁本館 5 階 501 会議室
出 席 委 員	河合委員（委員長）、内田委員、折本委員、鳥谷部委員、松本委員
議 題	<p>(1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について</p> <p>(2) 抽出事案について</p> <p>① 県営広域営農団地農道整備事業 芸北 3 期地区 今田トンネル工事 【西部農林水産事務所】</p> <p>② 県立障害者リハビリテーションセンターわかば療育園外 5 棟新築 その他工事 【営繕課】</p> <p>③ 広島県立賀茂北高等学校災害復旧工事 【教育委員会施設課】</p> <p>④ 1 - 4 交通管制上位装置等定数設定その他工事 【警察本部総務部施設課】</p>
審議対象期間	令和 2 年 10 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日まで
審議・報告内容	別紙のとおり
委員会による 意見の具申又は 勧告の内容	いずれの審議案件とも適正であると認められました。
担 当 部 署	広島県土木建築局建設産業課 入札制度グループ T E L 082-513-3821（ダイヤルイン）

## 報告内容

## 議題 (1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について

- 入札方式別の発注工事件数は次のとおりである。

入札方式	件数
一般競争入札	234件
指名競争入札	244件
随意契約	48件
合計	526件

- 指名除外措置を行った件数は10件  
 ○ 低入札価格調査を行った件数は13件  
 ○ 入札契約過程に係る苦情申立ての件数は2件  
 ○ 入札談合情報、入札契約事務に係る働きかけ等は該当なし。

## 意見・質問

## 回答

- 随意契約の理由について、競争入札に付した結果、入札者がいないときというのは、何回の入札でまとまらなかったら随意契約に移行するのか。
- 苦情処理申立状況表について、厳密にいうと苦情ではないというか、苦情の枠の中に説明を求める方法もあるということですね。  
 実際に落札した業者ではない業者が記載されていたということですか。
- 去年の11月1日以降からは対応を変えたのか。
- 運用を改善するという説明をして、納得されたのか。

- 明文化した形での決まりはない。
- 苦情申し立ての制度に則って様式を定めている。  
 この案件は、JVでの参加を求めているにも関わらず、入札に際して共同企業体のチェック漏れがあったために、単体の企業として入札された。しかし、関係書類等を確認すると明らかに単体企業ではなくてJVで入札されたことが分かる。これを違うものだとして除外するのは難しいと判断し、その者を単体の名前で落札候補者とした。
- その都度判断するのが難しいため、応札に際しての条件として、本来JVで入札しなくてはならないものについて、単体名で出された場合は無効とすることを制度化した。
- JVの筆頭者が、JVであることを電子入札システム上チェックせずに入札されたものであるという説明で納得いただいたと思っている。

【建設産業課長】

審議内容

議題 (2) 抽出事案について

抽出事案1 県営広域営農団地農道整備事業 芸北3期地区 今田トンネル工事

意見・質問	回答
<p>○ この案件の応札者は7者とかなり多めになっているが、何か事情があるのか。</p> <p>○ 多くの業者が応札され、価格もかなり低めに入札してこられている理由は何か。</p> <p>○ 業者の努力次第で金額が変わってくる性質の工事といえるのか。</p> <p>○ 失格の者について、工事費内訳書で何か否という回答だったからということか。具体的に教えていただきたい。</p> <p>○ 正当性を示すための資料を出してくれというのは当然のことだと思うが、それに対して出せないというのはどういう事情が考えられるのか。</p>	<p>○ 公共事業費がこの20年間程度、右肩下がりがトレンドになっているということ、国の予算制度的にも防災減災の強じん化にシフトしている中で、トンネルのような大規模工事の発注案件が減っていったことが一因であると考えている。</p> <p>公共工事においては、入札条件として過去の施工実績を要件とすることが多いので、業者とすればいかに安定的に実績を作っていくかが重要になると考えており、また持続的な人材育成のため若い技術者の経験を積むということを含め、積極的な応札があったものと考えている。</p> <p>○ 県は国の定める積算基準に基づいて予定価格を算出しており、その基準は標準的な施工条件によって必要な経費を算出する仕組みであるが、業者はこれまでの経験や、施工機械の保有状況とかノウハウの蓄積があるので、施工の効率化とか下請け業者等の関係性、そういったことを総合的に勘案して見積もりを出してこられたので、県の見積もりよりは低い状況が多いと思っている。</p> <p>○ ノウハウとか過去の経験とか、各者それぞれ得意分野等も違うと思われるので、そういったことも価格に反映されていると思っている。</p> <p>○ 県の低入札要項において適正な履行確保の基準を定めている。その項目の中で、低入札調査に際して誠実で協力的であることという要件が定められており、この内訳書において重点調査の資料を提出しないということであれば、その誠実で協力的であるというものを満たしていないことになるという判断である。</p> <p>○ 低入札については、いろいろな種類の資料提出を求めるようになるが、施行の適切性、品質確保、手持ちの機械の状況、これまでの経験、下請け業者からの全ての見積もりなど、多くの書類の提出を求めることになるので、それをつまびらかにすることを嫌うこともあるということの一部の者から聞いたことがある。</p>

<ul style="list-style-type: none"><li>○ それなりの負担にはなるということか。</li> <li>○ 事後公表の金額の基準は。</li> <li>○ この案件はかなり金額が低い形での契約になっているが、契約後に追加工事とか、さらに契約額が膨らんでいくケースはあるのか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 重点調査を経て契約すると、契約解除になった場合、違約金の発生や前払い金の減額等、契約条件が不利になる場合もあるので、それを嫌うということもあったのではないかと思う。 この工事の予定価格は事後公表である。応札者は自分の入札額がそもそも低入案件になっているか、重点案件になっているか、個々である程度当たりをつけて入れられているかもしれないが、確実には分からない。</li><li>○ 土木一式工事の場合は1.5億を超えるもの、土木一式工事以外の工事については5億円以上のものとしている。</li><li>○ 一概にないとはいえない。もし追加工事が必要になった場合は受発注者で協議の上、増額するケースもあろうかと思う。</li></ul> <p style="text-align: right;">【西部農林水産事務所農村整備第二課長／ 農林整備管理課長／技術管理担当監】</p>
---	--

議題 (2) 抽出事案について

抽出事案2 県立障害者リハビリテーションセンターわかば療育園外5棟新築その他工事

意見・質問	回答
<p>○ 1者応札になった理由は。</p> <p>○ 3年間で3つの建物を新設等するという事であるが、これを分けて発注するというのは難しいのか。</p> <p>○ 競争性を高めるため、応札者を増やす工夫はできなかったのか。</p> <p>○ 事前に設計図書の閲覧等は多数行われたのか。</p> <p>○ 金額は公表していなかったのか。</p> <p>○ 価格を表示すれば、より意欲が湧いたりすることもあると思うが、かえって高いものを事前に公表しない意図は。</p> <p>○ 予定価格は国が公示した金額を基に算出されているのか。</p>	<p>○ 工期が3年以上であり、技術者が長期間拘束されてしまうこと、また、既存の医療施設を運営しながらの改修工事となるため、高度な安全管理や工程管理が求められる難易度の高い工事であることが要因であると推測される。</p> <p>○ 分けて発注すると、例えば途中でどれかの工事が不調・不落になったとき、病院運営に支障をきたすことになるので、そういったことを避けるため棟に分けて工事を発注することはできない。</p> <p>○ まさか1者しか応札がないとは思ってなく、参加したいという業者は多数いると聞いていた。 入札なので参加してくださいとこちらから促すこともできず、応札者を意図的に増やすというのは難しい。</p> <p>○ 閲覧自体は何者来られたか数えていないが、設計図書を購入された業者は多数あった。</p> <p>○ 事前公表はしておらず、事後公表である。</p> <p>○ 公告案に、年間平均完成工事高の構成員全員の総額が23億円以上であることという条件があるので、大体の規模は分かると思われる。</p> <p>○ 建築工事においても積算基準があり、これに基づいて積算している。</p>

【営繕課長】

議題 (2) 抽出事案について	
抽出事案3 広島県立賀茂北高等学校災害復旧工事	
意見・質問	回答
<p>○ 何回入札を求めても不調に終わっているというのだが、競争性を高める方策は難しいのか。</p> <p>○ 対象業者の範囲を東広島より外に広げるのは難しいのか。</p>	<p>○ この東広島地域では、平成30年7月豪雨災害で甚大な被害が出でおり、災害復旧工事が多く発注されているが、不調・不落が相次いで発生している。</p> <p>本工事の入札不調後に、地域業者に対して聞き取り調査を行ったところ、受注工事が多くあるため追加で工事を受注する余力がないという意見を多数聞いている。優先度の低い学校等の公共施設や、手間のかかる工事等が敬遠されているようなことが、今回応札者が1者となった原因であると考えている。</p> <p>○ 対象を広げても、全体的に災害復旧工事が多く発注されている状況の中で、わざわざ遠くの現場まで来ていただけるのかという問題がある。</p> <p style="text-align: right;">【教育委員会事務局管理部施設課長】</p>

議題 (2) 抽出事案について

抽出事案 4 1-4 交通管制上位装置等定数設定その他工事

意見・質問	回答
<p>○ もともとの中央装置が、管制センターの中央装置の業者でないと難しい工事であるということだが、具体的に今回の工事は定数設定と通信用基盤の更新の2種類と考えてよろしいか。</p> <p>○ 定数設定というのはどんな作業になるのか。</p> <p>○ 毎年同じ業者に同じような金額で発注することになるのか。</p> <p>○ 何年かで入れ替る際にも同じ業者になるのか。</p> <p>○ 根本から入れ替えるときはそうだろうが、一部の入れ替の場合は。</p>	<p>○ そのとおり。</p> <p>○ 別途工事で信号機を制御する制御装置及び交通情報板を更新しているが、その更新に伴って中央装置の設定も変えないといけない。 通信用基盤についても、信号機の制御機と中央装置の間の通信方式が変わるので、それに伴って通信基盤も変える必要がある。</p> <p>○ 毎年信号の制御機の更新があり、本工事はそれに付随するものなので、毎年発生する。 元の装置と同じメーカーでしか施工することができないため、そこに発注することになる。実際にメーカーから見積もりを取っており、大体、例年同じくらいの金額になっている。</p> <p>○ また入れ替えるときは、製造しているメーカーであれば可能なので、メーカーが変わる可能性もある。</p> <p>○ 一部の取り替えは、今回のようにそのメーカーしか施工できないので、そこと随意契約することになる。 上位装置は他のメーカーにはできないが、下位装置等は、他のメーカーでも入れるので、競争性が働いている。</p> <p style="text-align: right;">【警察本部総務部施設課長】</p>